

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第19号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年聖籠町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の6の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等）

第5条の7 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

- 2 任命権者が、時間外勤務を命ずることができる時間は、限度時間を超えない時間に限る。
- 3 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することを命ずることができる場合として任命権者が別に定める場合に限り、限度時間を、1月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内で延長することができる。この場合においては、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

（1） 時間外勤務の時間が1月において45時間を超える月数が、1年において6月を超えないこと。

（2） 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務の時間の1月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。

- 5 任命権者は、大規模な災害その他の避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に、前2項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる。この場合において、任命権者は、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後において検証を行うものとする。
- 6 任命権者は、時間外勤務命令を必要な最小限度において行うものとし、前2項の規定の適用に当たっては、これを拡張して解釈してはならない。
- 7 任命権者は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。